

「土佐あかうし」「土佐黒牛」取扱店登録要領

(目的)

第1条 土佐和牛ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、「土佐あかうし」「土佐黒牛」の要件を満たす「土佐和牛」を消費者等に浸透させるため、「土佐あかうし」「土佐黒牛」取扱店登録要領（以下「取扱店登録要領」という。）を制定し、「土佐和牛」ブランドの更なる振興を図ることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 「土佐あかうし」「土佐黒牛」取扱店の登録ができるのは、協議会の活動に賛同し、目的達成に必要な事業に協力する食肉販売店、量販店、飲食店及び宿泊施設等とする。

(登録の資格要件)

第3条 取扱店登録の資格要件は次のとおりとする。

(1) 食肉販売店、量販店等

以下ア又はイを満たす店舗のうち協議会が認めるもの

ア 「土佐あかうし」「土佐黒牛」を年間を通じて取扱い、協議会の構成員から購入し販売する店舗又は構成員自らが生産し販売する店舗

イ 上記ア店舗が販売していることを認める店舗

(2) 飲食店、宿泊施設等

以下ア、イ共に満たす店舗

ア 「土佐あかうし」「土佐黒牛」を年間を通じて取扱い、その取扱量は部分肉120kg以上とし、協議会の構成員又は(1)の食肉販売店、量販店等から購入する店舗

イ 「土佐あかうし」「土佐黒牛」をメニュー表記し飲食者に常時提供する店舗

(3) その他「土佐和牛」ブランドの振興を図るものとして協議会が認めるもの

(登録の審査、決定等)

第4条 取扱店の登録を受けようとする者は、申込書及び誓約書（別紙様式第1号、2号）を協議会長宛に提出するものとする。

2 協議会長は申込書の提出があった場合は、協議会において審査する。

3 登録を決定した店舗等に対しては、その旨を通知し登録証を交付する。

4 登録証を交付された取扱店は、店舗に登録証を掲示する。

(資格喪失の要件)

第5条 登録した者が廃業または取扱店登録要領第3条の資格要件を満たさなくなったときは、取扱店の資格を失うものとし、直ちに登録証を返還するものとする。

(取り消し)

第6条 登録した者が土佐和牛ブランド推進協議会規約または本要領に違反し、または

協議会の名誉を毀損する行為があると認められた場合は、協議会の決議により取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会で審議し協議会長が定める。

附 則

この要領は、令和7年9月11日から施行する。

この要領は、令和8年1月29日から施行する。